

社会労働委員会議録第九号

昭和三十一年二月十八日(土曜日)

午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事 大坪 保雄君 理事 大橋 武夫君

理事 藤本 捨助君 理事 岡 良一君

小川 半次君 越智 茂君

龜山 孝一君 龍谷 憲一君

小島 徹三君 田中 正巳君

田子 一民君 中山 マサ君

亘 四郎君 岡本 隆一君

堂森 芳夫君 長谷川 保君

三宅 正一君 八木 一男君

中原 健次君

出席政府委員

厚生政務次官 山下 春江君

厚生技官(公衆衛生局長) 山口 正義君

委員外の出席者

厚生事務官(引揚援護局引揚課長) 瀬戸新太郎君

専門員 川井 章知君

二月十七日

委員八田貞義君辞任につき、その補

欠として小坂善太郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同月十八日

委員小坂善太郎君辞任につき、その

補欠として八田貞義君が議長の指名

で委員に選任された。

二月十五日

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出第四八号)

同日

教護院の国営化に関する請願(福田
昌子君紹介)(第五八二一号)

同(中馬辰猪君紹介)(第六七五号)

国立療養所の付添廃止反対に関する
請願(横銭重吉君紹介)(第五八二
二号)

同(山口文太郎君紹介)(第五八三
三号)

同外一件(草野一郎平君紹介)(第
五八四号)

同(横銭重吉君紹介)(第六五六号)

健康保険法の改正反対に関する請願
(小川半次君紹介)(第五八五号)

同(草野一郎平君紹介)(第五八六
号)

同(阿部五郎君紹介)(第五八七号)

同(北山愛郎君紹介)(第六二二号)

同(田中彰治君紹介)(第六一四号)

同(横銭重吉君紹介)(第六五八号)

同(吉川兼光君紹介)(第六五九号)

愛知用水開発工事に朝鮮人労働者就
労に関する請願(丹羽兵助君紹介)
(第六一五号)

新医療費体系反対等に関する請願
(杉山元治郎君紹介)(第六一六号)

森永粉ミルクによる被害対策確立に
関する請願(吉川兼光君紹介)(第
六一七号)

衛生検査技師の身分法制定に関する
請願(櫻井奎夫君紹介)(第六一八
号)

日本赤十字社法の改正に関する請願
(森島守人君紹介)(第六一九号)

健康保険法による被保険者負担反対

に関する請願(横銭重吉君紹介)
(第六五四号)

療養所得権存続に関する請願(田萬
廣文君外一名紹介)(第六五五号)

生活保護法の最低生活基準額引上げ
等に関する請願(横銭重吉君紹介)
(第六五七号)

国立公園施設整備補助金の復活に関
する請願(網島正興君紹介)(第六
六一号)

健康保険保険所奥多摩荘再建に関す
る請願(福田篤泰君紹介)(第六七
六号)

元満洲開拓民及び青少年義勇隊員の
処遇改善に関する請願(保科善四郎
君紹介)(第六七七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

検疫法の一部を改正する法律案(内
閣提出第二二一号)

未帰還者留守家族等援護法の一部を
改正する法律案(内閣提出第四一
号)

〇佐々木委員長 これより会議を開き
ます。

検疫法の一部を改正する法律案及び
未帰還者留守家族等援護法の一部を改
正する法律案を一括議題とし質疑に入
ります。岡本隆一君。

〇岡本委員 今度の法の改正の趣旨に
は私は何ら異存はないのであります
が、この法の改正の問題とは少し離れ
ておりますけれども、援護の問題につ
いて一、二点質問したいと思います。

よくこういうことを耳にしますので
すが、戦時中あるいは昭和中に結核に
かかった方が一たん大体において治癒
したというふうな状態になると、退院
して、一応それでも帰還したとい
う形になるのであります。ところが
この治療がおつたというもののすつ
かり完全でなかったためにまた発病
してきたというふうなことが間々あ
る。そうしますと今度は援護が受けら
れないので、みずからの手でもって療
養しなければならぬというふうな状
態になって非常に困窮しておるとい
う点について、それを再び戦傷病者
として援護するということはできないの
でしょうか。その辺のことを伺いた
い。

〇瀬戸説明員 お答えいたします。戦
時中軍務その他に起因しまして疾病に
かかった者が、留守援護法によりまし
て療養給付あるいは療養費の支給を受
けました場合、一たん治癒いたしました
称してしましても、さらにまたその病気が
再発したというふうな場合は、やはり
従来の継続として援護を実施すること
になっております。ただ実際問題とい
うことは、一たんなおつたというこ
とで他の職業等につきました上で、ま
た病気が再発したというふうなとき
には、その職業についたために他の余病
が併発するということがございます
ので、その点審査上非常に困難の場合
がござりますが、少くとも従来の疾病に基
因し、あるいは関連する病気であると

いうことであれば、従来の継続とい
まして療養の給付あるいは療養費の
支給を実施いたしておる状況でござ
います。

〇岡本委員 一たんなおつて職業につ
いて再び病気が出た場合には審査が困
難であつて、再発であるかどうかとい
うことの認定が困難であるという御意
見のようであります。結核という病
気の全治の判定の困難なこともよく御
承知だろうと思つて、しかも病気になる
て帰つてきて、長い間養生して、退院
したあくる日から働かなければ食べ
られないのはだれしもであります。そ
ういふ人が再び発病した場合、こ
れはやはりすつかりなおつておらな
いのが帰つてきて、仕事で無理をしたた
めにまた出たのだ、こういうふうな
解釈をするのが当然であり、また長い
間外地で働いてきた人の労苦に報い
道ではないか。それを判定に困難だ
というので遅延、一年も二年もほうつ
ておく。その間患者はやはり療養しな
ければならないというので、非常
に苦しい状態、ないものをすつかり
売つて、そして養生しておるとい
う状態をわれわれのところへ訴えて
こられる。そういうことは始終あるの
ですが、それについてどうお考えで
すか。

〇瀬戸説明員 御質問の結核のよう
な場合でございますと、比較的判定は容
易であると私も考えております。
従いまして少くとも一たん職業につ
いたがまた再発したというふうな事例

は、實際問題としても非常に多いわけでありまして、数を今承知しておられますが、私どもの承知する限りにおきましては、たゞいま御質問のような点は、大部分が従来の継続治療として扱われるということになっておると考えております。従いまして、さような不都合な取扱いがありますれば、今後十分注意いたしまして、さようなことのないようにいたしたいと思っております。

○岡本委員 それではそういうふうなことをわれわれのところへ訴えてこられた場合には、審査が困難だとかいふようなことで援護の手を差し伸べないような場合があれば、それは当該の係の方の手落ちだというふうに解釈して抗議を申し込みにいって差しつかえありませんか。

○瀬戸説明員 病氣はあくまでも個々の問題になりますので、一般的に、たゞいま御質問のようなことが全部事務的な誤りであるというわけには参らぬかと存じます。ただ少くとも従来の病氣が再発したものであるという限りにおきましては、これは誤りでありまして、お説のようにお考えいただけますので、お説のようだと存じます。

○岡本委員 もう一点お尋ねしたいのでありますが、具体的な事例でもってお尋ねいたします。昭和十八年に応召しておった兵隊さんが、満州の佳木斯であったと思いますが、その病院に神経痛で入院しておった。その入院しておった兵隊さんが病院で注射を受けて、その直後昏倒した。その中で便所へ行つて、便所で昏倒した、そして頭を打つた。それが原因になったのでしようか、翌日死んでしまった。それ

が公務死であるかないかというのであつて、公務としての年金を申請したのです。ところがどういふ理由か公務としての裁定が拒否された、そういうふうな場合ですね。これは病院でもつて死に、しかも戦時中の注射薬というものは粗悪なものが多いので、粗悪な注射薬を注射されたため悪寒戦慄を起して、それで便所へ行つて昏倒した、こんなのは当然公務というふうにご考へてやらなければ私はいかぬと思つて、しかも五万円の手取金をもらっただけで、公務死としての年金が遺族にまだに下つていないのですが、そういうふうなのはどういふ理由に基くものでしょうか、お伺いしたい。

○瀬戸説明員 たゞいまの御質問は遺家援護法の関係になるかと存じます。が、公務に基因したかどうかという点につきましては、いろいろ慎重に審査をいたしておりますので、想像いたしますのに、おそらく公務であるというふうに認定する資料が十分でなかつたのではないかと存じます。詳しくは具体的にそのお示しの例につきまして調査してみましてもわかりませんが、御承知のよう遺家援護法でも不服申し立ての制度が設けられておりますので、一たん却下になりましたら、さらに証拠の資料をおつけいたしましてお出し願ひして、また二回目に公務死として決定になるという事例もあるわけでありませぬ。おそらく資料が十分でなかつたのではなからうかというふうに考えられますので、もしその具体的な氏名その他等をまたお知らせいただければ、十分またお調べいたしまして御報告申し上げます。

○岡本委員 今のよう具体的な事例の場合には、公務死として裁定されるのか、されないのか、その辺をお聞きしたい。

○瀬戸説明員 その点は、関係資料その他を具体的に拝見いたしませんと、ちよつとここで公務死となる、ならぬというところは申し上げかねますので、その点御了承願ひしたいと思います。

○岡本委員 その判定の資料ですが、それは前につけて出さうとして、手元にはないわけですか。それでもって裁定が拒まれてはいるわけなんですか。そしてその未亡人は今子供と一緒に細々と暮しているわけなんですが、同じように自分の主人はほかの方と一緒に応召して、いって、そして向うで病氣になつて、そういうふうな事故のために死んでおるのに、一方では公務死として国の役に立ったというふうな形でもつて、そういう年金を受け、そういう処遇を受けられる、まあ名譽の戦死をしたと同じような感じを受けられる。にもかかわらず、自分の方は何かかかつた病氣で死んだんだ、とにかく公務のために死んだのではないんだというふうなことは、金銭の問題を乗り越えて、何か自分は遺家族として割り切れない。また子供にも、あなたのお父さんはお国のために役に立つてなくなつたんだということを言うてやるのができぬ、それが悲しい、こう言うて何べんも私のところに來られるのですが、山下政府次官は日ごろそういう未亡人援護の問題について非常に御熱心であります。そういうふうな場合に、あなただつたらどうされるかまたどうすべきかということ、一つあなたのお

考えを伺わせていただきたいと思ひます。

○山下(春)政府委員 岡本先生御承知のように、二十二国会で、遺家族援護法を、私提案者となりまして、皆様の御協力を得て修正いたしました。事務局の方には多少の異論がございまして、たけれども、私は公務死の範囲というもの、自己の故意または過失でないものは全部公務死として扱ふということに、言葉を強く言はば押し切りまして、従いまして、今岡本先生のおっしゃるような方は、調査がまだそこまでする暇がないか何かでございまして、然公務死として扱ふべきケースと私心得ております。各地から、おられておるといふことは非常にたくさん参つております。しかしできるだけすみやかにそれは調査をいたしまして、公務死としてお扱いして、靈を慰めてあげるものと私は考へております。

○岡本委員 前国会でもって公務死の範囲が非常に拡大され、少くも公務によるものでないということがはつきりする場合は全部公務死とするというふうな範囲が拡大されたように私も記憶して居るのです。それまでに申請を却下された、それから後に範囲が拡大されたから、今度はきつと公務と認められてもらえるだろう、こういうふうな考へて世話課の方へ申請を出しましたところ、いやこれは工合が悪いというふうなことになつて居るのです。それが、それではもう一度強引に世話課の方を突破して本省の方へ書類を回すようにいたしますから、その節には、そういう気の毒な人はたくさんあるわ

けですから、そういう人に対して少くとも国に殉じたという名を与えてあげることができるといふ一つ公務死の質問を終ります。

○佐々木委員長 堂森芳夫君。○堂森委員 未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の趣旨に反対するものではございません。賛成なものであります。問題はやはり未帰還者が早く国に帰つて来る、こういうことが根本だろつと思ひます。そこで二、三点お伺いしたいのですが、三十四年度になると最終調査が完了する、こういうふうな説明してあります。一体どういふ根拠から三十四年になると調査が完了するといふ見通しになつているのか、その点をお伺いしたい。

○山下(春)政府委員 御承知のように、過去七年間に生存しておつたという資料のない方——生存しておつたという方は、ソ連の場合であります。と、日ソ交渉によつて、一千三百六十五名という、マリク全権から渡された名簿が生存者——厚生省は必ずしもこれを了承はいたしておりません。もつと生存者のあることを確認いたしておりますけれども、一応そう考へられますが、ここで延ばしたいと考へますのは、過去七年間に生存しておつたという資料のない方でございます。しかしながら、生存しておつたことがないといふことは、しからば死亡したかといふことではございますが、私ども政府が、あなたの夫は死亡したのだといふことをきめる資料は日本国にはございません。ちよつと本日、この間日ソ交渉の全権団に追加されました田辺援護

二

局長から第一信が参りまして、ソ連の場合でございますと——一万一千名の名簿をソ連全権団に間違いなく手交いたしました、そしてマリク全権からも調査をして回答するというお答えをいただいているという第一報が本日参ったのでございます。そういう状態からいたしますれば、御指摘の三十四年まではこの方々に対する調査は完了する、かように私どもは考えられるのでございます。その意味でとりあえず三十四年、残りますれば、またそれは残った措置をいたさなければなりませんけれども、三十四年までにはそういう状況でございます。これは留守家族という考え方でなく、実は過去七年間生存しているという資料を有さない方でございます。今年中には私どもは何とか努力をしてこの資料は得たいと存じておりますので、とりあえず三年間延長をした、こういうことでござい

ます。○堂森委員 今政務次官の御説明では、三十四年になれば最終の調査ができてという科学的な根拠はないと私は思ふ。そういうふうにとりあえず三年間延長する、こういうことではないかと思ふわけですが、それはそれといたしまして、しからば現在最も新しい資料で、どこかの地域にどれくらい生死不明な人がいるとかいう、具体的な各地域における数字をお示し願いたいのであります。

○山下(春)政府委員 昭和三十一年の一月一日の調査でございますが、二十一年以降生存していた資料のある方が、ソ連につきましてもは一万三千五百人、中共につきましてもは三万七千四百人、北鮮につきましてもは二千六百七十七人、合計

四万二千二百七十六人という数字でございます。それから二十年以降死亡した資料のある者、これがソ連が二千四十五人、中共が九千九百八十一人、北鮮が五百九十一人、合計一万二千六百七十七人でございます。生きていますか、死んだかわからない、要するに生死のはっきりした資料のない者が、ソ連で九十七名、中共で五千五百八十三人、北鮮が二百五十人、合計五千九百三十三人になっております。これがごく最近の資料でございます。

○堂森委員 そこで昨年の秋でございますか、ジュネーヴの田付総領事が中共側といる交渉したようでありますが、その当時から今日までどのような交渉があったか、あるいは数字についてどんなふうなものが出たか、簡単に御説明をお願いしたいと思ひます。

○山下(春)政府委員 その交渉は具体的な問題に全然入っておりませんで、中共側では三団体と交渉をやっておりますからその必要はないという態度で、具体的な話に入っておりませんというのが現状のようでございます。

○堂森委員 私の聞くところでは、政府が総領事級というふうな人をもつてこの重要な未帰還の問題その他の問題について当らしておることが、問題の具体的な発展に大きな障害になってい

るんじやないかと聞いておるのでありますが、政府としては大使級なり大臣級なり、人によつてものがどうこうということではないかと思ひますが、ああいう困窮ですから、大使級といったような人たちが行って交渉をして早く解決する、こういう意図はないんでござい

ますか、この点も聞いておきたいと思ひます。○山下(春)政府委員 中共に開きましては、堂森先生御承知のように、李徳全女史を迎えまして、相当明確なこれに対する御協力のお約束もござい

ました。○山下(春)政府委員 今中国の話が出ましたので、ちよつと答弁がソ連に關連いたしますからどうかと思ひます。ソ連の場合もこの機会に積極的

にこの問題を進めたいために、実は全権団の中に引き揚げの専門の田辺局長をわざわざ送りましたのも、政府といたしましては何とかすみやかにこの問題を解決したいという熱意にあふれた一つの方でございます。二年とか、三年とかでございますが、今年八月一日にこれが切れますという事は実に留守家族としておられる方に対して申しわけないと思ひまして、延長をお願いいたしておるわけでございます。

○佐々木委員長 小川半次君。○小川(半)委員 私はただいま提案中の二法案に対して賛成するものであります。特に未帰還者留守家族等援護法の一部改正の法律案の政府の措置に対しては満足

の意を表するものであります。○小川(半)委員 私はただいま提案中の二法案に対して賛成するものであります。特に未帰還者留守家族等援護法の一部改正の法律案の政府の措置に対しては満足

の意を表するものであります。○小川(半)委員 私はただいま提案中の二法案に対して賛成するものであります。特に未帰還者留守家族等援護法の一部改正の法律案の政府の措置に対しては満足

の意を表するものであります。○小川(半)委員 私はただいま提案中の二法案に対して賛成するものであります。特に未帰還者留守家族等援護法の一部改正の法律案の政府の措置に対しては満足

のままで進展はしないというふうな発言をされる。そういう国会議員がおりますというこれは留守家族に対して心理的に私は非常に重大なる影響を及ぼすと思ふのであります。特にこういう問題を申し上げるのは、昨年の十月ごろソ連領から帰国したドイツの人々がこういうことを発表しているのです。今なおソビエトの北方に二万数千人の日本人が重労働に従事しておる。この問題を世界の道徳の問題として早く解決しなければならぬということをソビエトからドイツに駐したドイツ人が発表している。まあ二万数千人という数は別としても、おそらくこの人々が直接目撃してきたところを見ますと、ソビエトの北方に今なお相当の日本人がいるに違いないと私は想像するのです。そこでこの点において今なお調査が行き届いておらぬようでございますが、これはソビエトにおいても、日本人がどれだけおるかということがつまびらかでないのです。私は三カ月間ソビエトにおりましたが、ソビエトの政府自身の官吏の中にも、日本人は相当おるというのと日本人は一人もいないというふうな意見があることですから、私は、今後この点について、国際的な問題として相当調査を進めてもらわなければならぬと思ふのです。特に、先ほど、平和条約ができれば日本人を帰してもらえないというふうな意見を吐いておられますが、これはとんでもないことであつて、条約と人道上の問題は別なものです。ポツダム宣言にも明らかにある通り、平和条約がなくとも抑留者はすみやかに帰さなければならぬという事は世界の人道上の問題

のままで進展はしないというふうな発言をされる。そういう国会議員がおりますというこれは留守家族に対して心理的に私は非常に重大なる影響を及ぼすと思ふのであります。特にこういう問題を申し上げるのは、昨年の十月ごろソ連領から帰国したドイツの人々がこういうことを発表しているのです。今なおソビエトの北方に二万数千人の日本人が重労働に従事しておる。この問題を世界の道徳の問題として早く解決しなければならぬということをソビエトからドイツに駐したドイツ人が発表している。まあ二万数千人という数は別としても、おそらくこの人々が直接目撃してきたところを見ますと、ソビエトの北方に今なお相当の日本人がいるに違いないと私は想像するのです。そこでこの点において今なお調査が行き届いておらぬようでございますが、これはソビエトにおいても、日本人がどれだけおるかということがつまびらかでないのです。私は三カ月間ソビエトにおりましたが、ソビエトの政府自身の官吏の中にも、日本人は相当おるというのと日本人は一人もいないというふうな意見があることですから、私は、今後この点について、国際的な問題として相当調査を進めてもらわなければならぬと思ふのです。特に、先ほど、平和条約ができれば日本人を帰してもらえないというふうな意見を吐いておられますが、これはとんでもないことであつて、条約と人道上の問題は別なものです。ポツダム宣言にも明らかにある通り、平和条約がなくとも抑留者はすみやかに帰さなければならぬという事は世界の人道上の問題

のままで進展はしないというふうな発言をされる。そういう国会議員がおりますというこれは留守家族に対して心理的に私は非常に重大なる影響を及ぼすと思ふのであります。特にこういう問題を申し上げるのは、昨年の十月ごろソ連領から帰国したドイツの人々がこういうことを発表しているのです。今なおソビエトの北方に二万数千人の日本人が重労働に従事しておる。この問題を世界の道徳の問題として早く解決しなければならぬということをソビエトからドイツに駐したドイツ人が発表している。まあ二万数千人という数は別としても、おそらくこの人々が直接目撃してきたところを見ますと、ソビエトの北方に今なお相当の日本人がいるに違いないと私は想像するのです。そこでこの点において今なお調査が行き届いておらぬようでございますが、これはソビエトにおいても、日本人がどれだけおるかということがつまびらかでないのです。私は三カ月間ソビエトにおりましたが、ソビエトの政府自身の官吏の中にも、日本人は相当おるというのと日本人は一人もいないというふうな意見があることですから、私は、今後この点について、国際的な問題として相当調査を進めてもらわなければならぬと思ふのです。特に、先ほど、平和条約ができれば日本人を帰してもらえないというふうな意見を吐いておられますが、これはとんでもないことであつて、条約と人道上の問題は別なものです。ポツダム宣言にも明らかにある通り、平和条約がなくとも抑留者はすみやかに帰さなければならぬという事は世界の人道上の問題

のままで進展はしないというふうな発言をされる。そういう国会議員がおりますというこれは留守家族に対して心理的に私は非常に重大なる影響を及ぼすと思ふのであります。特にこういう問題を申し上げるのは、昨年の十月ごろソ連領から帰国したドイツの人々がこういうことを発表しているのです。今なおソビエトの北方に二万数千人の日本人が重労働に従事しておる。この問題を世界の道徳の問題として早く解決しなければならぬということをソビエトからドイツに駐したドイツ人が発表している。まあ二万数千人という数は別としても、おそらくこの人々が直接目撃してきたところを見ますと、ソビエトの北方に今なお相当の日本人がいるに違いないと私は想像するのです。そこでこの点において今なお調査が行き届いておらぬようでございますが、これはソビエトにおいても、日本人がどれだけおるかということがつまびらかでないのです。私は三カ月間ソビエトにおりましたが、ソビエトの政府自身の官吏の中にも、日本人は相当おるというのと日本人は一人もいないというふうな意見があることですから、私は、今後この点について、国際的な問題として相当調査を進めてもらわなければならぬと思ふのです。特に、先ほど、平和条約ができれば日本人を帰してもらえないというふうな意見を吐いておられますが、これはとんでもないことであつて、条約と人道上の問題は別なものです。ポツダム宣言にも明らかにある通り、平和条約がなくとも抑留者はすみやかに帰さなければならぬという事は世界の人道上の問題

なんです。ポツダム宣言でもそういうことが明らかになってあるのです。日本の国会議員の中に、平和条約ができれば外国から日本の抑留者が帰してやらねえという意見を吐く者があるから、ソビエトなどに對してそういう意見に妥協性を作るような根拠を与えてあげて、こういうことは重大なことである。こんな意見がこういう委員などに出るといふことは非常に残念なことでありまして、今なお、海外におる日本人を帰してやらうという問題は、平和条約とかあらゆる条約とは別個の問題として、人道的に帰してやらねえければならぬという声を政府は世界の問題として取り上げて、すみやかに帰してやらうように努力していただきたいと思つて居る。もう一度申しますが、帰してやらうといふことは平和条約とは何ら関係がないのですから、このことを明らかにしてもらわなければならぬと思つて居る。私は、せつかくこの法案が提案されたのですから、この機会に以上のことを申し上げまして、政府の努力と今後の善処を要望したいのです。特にこの点についての決意を山下政務次官から御答弁願いたいと思つて居る。

○山下(春)政府委員 小川先生の御主張もつともございまして、私は外交問題はしろうとでございまして、どのようになるか、先行きのことがよくわかりません。もし万一どういふことにもなるものならば、なるようなことがあつた場合に、抑留者がその外交交渉の犠牲にならないように、それは全然切り離して整理をしていただくために、引き揚げの問題の専門家である田辺局長に特に託してもらいましたゆ

えんも、日ソ交渉の行き先は私しろろとでわかりませんが、引き揚げの問題だけは切り離して優先的に処理していただくという政府の熱意をこの点に表わしたのでございまして、私もあらゆる機会をとらえ、あらゆる努力を傾けまして、この問題だけは、人道上の立場からせびともすみやかに解決をいたしたいとたく決意をいたしておる次第でございまして。

○佐々木委員長 他に両案に對する御発言はありませんか。――なければ両案に對する質疑は終了したものと認めるに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認め、両案に對する質疑は終了いたしました。

次に未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許可いたします。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は日本社会党を代表しまして、ただいま上程せられた未帰還者留守家族等援護法の一部改正案に賛成の意を表するものであります。

この際特に一言をおきたいことは、今日までの質問応答等にもありますように、どうもこの点につきましても政府の意向というものが、必ずしも十全なものではないといふことでありまして、確かに政府が、この点について、何とか引き揚げをさしたいといふ熱意のあることはわかりますけれども、しかしその行なつておるところを見ますと、やはりこの未帰還者の帰還ができないといふことの壁を突き破るといふ点について、当然進めるべき

日ソ交渉あるは中国の承諾、その他問題につきまして十分な手が打たれていない。なるほど平和条約ができれば帰還をさせないといふようなことはもちろん不法であります。人道上の問題として、いかなる場合にせよこれを送還するのが当然であります。しかしながら、とにかく相手にいろいろな問題がありまして、そういうひっかかりがありますならば、やはりそこを突き破つていくといふことについて政府は特段の努力をすべきである。そのまじしなればならぬ点は、何と申しましても日ソ交渉の進展でありま

す。また中国も、あれだけの大きな確固不動の政権を打ち立てておられます。いわゆる中華人民共和國の承認、また、向うでははつきり言つておるのでありますから、両国民の自由な交通、こういうことを当然すべきであります。ところが、これに對しまして政府はいつも非常に消極的である。先般問題が起りましたところの洪進山事件とか、あるいは浜松の収容所事件だとか、いろいろの問題がありまして、これに對しまして政府は、台湾政府やアメリカなどに対する遠慮でありますか、どうも十分な手を打つておらないのであります。積極的な手を打つておらないのであります。こういう点

はもつとも政府が事実において熱意を示すべきである。ことに私も社会党が非常に遺憾に思つて居るの

は、今日日本におります朝鮮の在留民六十万に對します態度であります。私も、朝鮮におります日本人、在留邦人のことについて、直接会つたりもしたし、帰す方法についていろいろ向う側の意向も尋ねたのであ

りますが、北鮮の政府は、朝鮮におります日本人はいつでも全部帰したいといつてあらゆる準備を整えている。また日本におります朝鮮人で北鮮に帰りたいといふ人六十万人、これは全部でもすみやかに引き取りたいと金日成首相みずから私どもに明言をされておられる。ところがこちらへ帰つて参りまして外務省へ行つてみると、帰さない、帰すことはできませんと私どもに明言をせられた。私ども憤慨して大げんかをして帰つてきたのでありますけれども、今日ソ連に抑留されておられます日本人を帰さないといふことは確かに日本を帰さないことでは、同時に日本の政府が、本人たちも帰りたいと言ひ、向うの政府も全部引き取りたいと言つておられるにかかわらず、これを帰さないといふ態度をして居ることは残念なことであります。ことに、平壤におきます日本人に對して朝鮮政府がやつておられます非常に熱意あふれる、親切の限りを尽くした援護に比しまして、私ども日本に帰つて参りまして、日本の側でやつておられるところの朝鮮人に対する態度といふものの遺憾きわまりないことを考へる。ことに、生活保護法を濫用して乱用しているといふので、これに對して生活保護法の打ち切りその他を強行しているが、今日至るところで警官を立てて、一緒に警官を連れて参りました、家の甲まで入つて、たんすまでひっくり返して朝鮮人の家庭の状況を調べている。こういうことは両民族の将来のために断じて許すべからざることであり、また、今日の引き揚げ問題の解決のためにも慎重にすべき問題であると思つて居る。政府は、すみやかに

われわれの国の抑留同胞を帰してやらうと同時に、また、わが国におります外国人が帰りたいといふならば、当然人道上の立場をもつてその帰りたいといふところに帰る道を立ててあげるべきである。こういう問題は、相互の問題として関連して居る問題であると思つて居る。

政府は、抑留邦人の帰還について今後もつとも積極的な態度をとり、日ソ交渉の進展、中国の承認その他にも積極的な手を打つて、この問題の解決に事実をもつて、熱意を知けて當られるとともに、日本におります外国人の帰還に對しまして、当然人道上の立場から熱誠をもつてこれを進めまして、兩國ともにこの問題がすみやかに解決するように願つてやまないものであります。

この際政府の注意を喚起いたしました。この法案に賛成する次第であります。

○佐々木委員長 亘四郎君。

○亘委員 私は自由民主党を代表いたしましたして本案に賛成する次第でござい

ます。

今回、政府におきましてこの法案を提出されて、未帰還者留守家族の援護をさらに従前通り三年間延期する、こういうことに相なつたことは、現在の段階といたしましてまことに適切な処置をとられたものと思つて居るのであります。ただ遺憾なことは、今まで委員各位からも質問において意見がございしたように、こうして三年延期する事態になつたこと自身はなほ遺憾なことでありまして、でき得れば、この三年延期の法案が一年で片づいて、あと必要がなくなるという事態が早く起きる

ことを私は心から望んでおるものであります。しかしういたしまして、現在なお、いろいろな調査に努力いたしましても、確実な数字がつかみ得ないという事は、国際的に考へますときに、そうした邦人を抑留しておく側の全く一方的な不法な行為であつて、国力の相違といひながらもまことに残念きわまりないことでもあります。しかし政府といたしましては、独立を回復した今日であります。いかに講和条約の締結が行われておらないといたしまして、これに對してとるべき幾多の方法が国際問題としてあるはずであります。でありますから、できるだけそのうした解決に對してすみやかな決定を見るよう国際的にもあらゆる方法を考慮いたされまして、一日も早くこの未帰還者の引揚問題がわが國から消えるよう努力あらんことを希望いたしまして賛成をいたす次第であります。

○佐々木委員長 以上で討論は終了いたしました。

これより檢疫法の一部を改正する法律案及び未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○佐々木委員長 起立総員。よつて両案はいずれも原案の通り可決せられました。

なお両案に関する委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認め、

そのように決します。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時十四分散会

午後零時十四分散会

〔参照〕

檢疫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年二月二十三日印刷

昭和三十一年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局